

## 仕様書（定期健康診断歯科検診）

### 1 件名

令和8年度定期健康診断に係る歯科検診用歯鏡等の滅菌配送委託業務（単価契約）

### 2 業務内容

本業務は、保健医療業務であり、業務受託業者（以下「受注者」という。）は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき実施する定期健康診断において、広島市（以下「発注者」という。）が引渡す歯科検診用歯鏡及び探針（以下「歯鏡等」という。）の滅菌を行う。また、歯鏡等が常時正常な状態で使用し得るように衛生管理を行い、当該歯鏡等を円滑に供給し、検診終了後に回収するとともに、歯鏡等の不良品の本数を発注者へ報告する。

### 3 実施期間

契約締結の日から令和8年7月31日まで

### 4 日程、供給場所及び供給数（使用予定本数）

- (1) 別紙「定期健康診断歯科検診実施予定表」・「広島市立学校等一覧」のとおり。
- (2) 転入やダブルミラーでの実施等により歯鏡等の必要数が増えた場合、あるいは歯科検診日が変更となった場合は、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は歯鏡等の供給数や配送日の変更に対応すること。

### 5 実施方法

#### (1) 供給物

ア 歯鏡については、幼児児童生徒数1人につき2本を配送することとし、発注者が示す予備本数（対象幼児児童生徒数の20%）を加えて配送すること。

イ 歯鏡に以下の付属品をつけて配送すること。

- ・歯鏡（欠席者検診用）

21本入りパックを1パック

※ パックについては、検診時に開封しやすいような工夫を施すこと。

- ・探針（発注者が引き渡すもの）

1クラスあたり5本入りパックを1パック配送することとし、発注者が示すクラス数に応じて必要パック数を配送する。

※ パックについては、検診時に開封しやすいような工夫を施すこと。

- ・歯鏡等の回収用袋又は容器（受注者で用意するもの）

使用済みの歯鏡等をそのまま入れて封入することができる形状とする。回収用袋については、厚手で二重にするなど、鋭利な器具を入れても破れにくいよう工夫すること。

通常検診用と欠席者検診用を配送すること。

#### (2) 滅菌方法

- ・ 5(1)に示す歯鏡及び探針は、各園・校への配送前に必ず洗浄し、医療器具専門用の高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ）により121℃以上で15分間以上の滅菌後、鏡面の拭き取りを行うこと。
- ・ その際、5(5)に示す方法により歯鏡及び探針を確認し、不良品を各園・校に配送することがないようにすること。
- ・ その後、滅菌パックに入れて、上記同様の滅菌を行い滅菌パックに穴などがいないか丁寧に確

認し、確認後日付を記載し供給すること。

- ・ この一連の工程は、歯科医師が行うか歯科医師監督の下で行うこと。その際、責任の所在を明確にするため滅菌パックごとに押印するなど、確認等した歯科医師の名前が分かるよう、管理をすること。
- ・ 歯鏡及び探針を各園・校から回収した後も同じとすること。

### (3) 供給方法

ア 受注者が各園・学校（別紙「広島市立学校等一覧」）と配送日を協議の上、原則として歯科検診当日の2課業日前までに各園・学校に配送すること。

各園・学校の歯科検診の実施日は別紙「定期健康診断歯科検診実施予定表」のとおり。

イ 配送は、歯鏡等の滅菌状態を保証するための滅菌バッグ（鋭利な部分にカバーをするなど破れを防止する工夫をすること。また、歯科検診時に開封しやすいよう工夫を施すこと。）で包装し、専用箱（ポロプロピレン等の材質で高剛性・高耐久性で変形しにくい箱で、安定性があり、積み上げ可能な物）に入れて各園・学校へ担当者立会のもと、供給本数を受注者と各園・学校で確認した上で納品すること。また、供給数を示した一覧表を添付すること。

なお、配送手段は問わない。

### (4) 回収方法

ア 各園・学校は歯科検診終了後、使用済みの歯鏡等を袋又は容器に入れて返却することとする。  
なお、各園・学校では洗浄又は消毒は行わない。

イ 各園・学校と回収日を協議の上、歯科検診終了後、当日を含め原則として2課業日以内に行うこと。

なお、欠席者検診用の歯鏡等については、欠席者検診終了後、速やかに回収を行うこと。

ウ 歯科検診及び欠席者検診終了後、回収時に、各園・学校から、歯鏡等の使用本数等を記載した報告書を受領し、返却数、使用本数、未使用本数について確認の上、回収すること。

### (5) 不良品の本数確認

#### ア 歯鏡

受注者は、歯科検診及び欠席者検診終了後、次の判定基準に基づき、鏡面等に明らかな欠けやヒビ、腐食、変色等がないか、すべての歯鏡について1本ずつ確認すること。

	不良品交換判定基準
鏡面	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 明らかな欠け、ヒビ、縁の鋭利化がある。</li><li>・ 縁（1mm以上）の腐食、変色がある。</li><li>・ 中心部（径15mm）に明らかな傷がある。</li><li>・ 鏡面の1/8以上に曇り、くすみがある。</li></ul>
金属部分	<ul style="list-style-type: none"><li>・ メッキの剥がれ、変色がある。</li><li>・ ミラートップ部の角度に明らかな異常がある。</li><li>・ ミラートップ部と柄部の締め付け後の緩み・ガタつきがある。</li></ul>

確認の結果、歯鏡の鏡面及び金属部分の交換が必要な場合は、交換が必要なミラートップ及び柄の本数をそれぞれ算出すること。

#### イ 探針

受注者は、歯科検診及び欠席者検診終了後、次の判定基準に基づき、探針の先端の折れ、錆びがないか、すべての探針について1本ずつ確認すること。

不良品交換判定基準	
探針の先端部及び柄部を含む金属部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端部の明らかな欠けがある。</li> <li>・先端部の腐食、変色がある。</li> <li>・メッキの剥がれ・変色がある。</li> <li>・探針角度に明らかな異常がある。</li> <li>・探針部と柄部の締め付け後の緩み・ガタつきがある。</li> </ul>

確認の結果、交換が必要な探針の本数を算出すること。

## 6 衛生管理

受注者は、配送中に歯鏡等が汚染されることのないよう、また、配送に使用する専用箱等についても衛生管理を厳重に行うこと。

## 7 指導及び助言

受注者は、発注者が歯鏡等を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うこと。

## 8 完了報告及び不良品の本数報告

- (1) 受注者は、業務終了後、担当者の確認を受けて、歯鏡等の使用数及び検診実施人数を算出するものとする。その際、歯科検診に使用していない歯鏡等及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の歯鏡等については、使用数から除くものとする。
- (2) 受注者は発注者に対し、歯科検診を実施した園・学校ごとに検診実施人数及び歯鏡等の使用数を記載した「検診者数・使用数一覧表」を作成し提出すること。
- (3) 受注者は発注者に対し、歯鏡等の不良品に係る以下の項目について、別紙様式「歯科検診用歯鏡及び探針の不良品本数報告書（定期健康診断実施後）」を作成し提出すること。

ア 歯鏡の総本数

イ 不良なミラートップ及び柄のため、交換が必要な歯鏡の本数

ウ 不良なミラートップのため、交換が必要なミラートップの本数

エ 不良な柄のため、交換が必要な柄の本数

オ 探針の総本数

カ 交換が必要な探針の本数

## 9 歯鏡等の引き渡し・保管責任

- (1) 引き渡しについて

歯鏡等の引き渡しは、受注者が次の場所へ回収に行くことで引渡しとする。

なお、引渡し数量等については、別途連絡する。

〒732-0057

広島県広島市東区二葉の里三丁目2番4号

一般社団法人広島市歯科医師会

- (2) 保管責任・保管場所について

受注者は、発注者が歯鏡等を引き渡した日から返納を指示した日まで保管責任を負うものとする。保管場所については、衛生管理を厳重に行える場所とし、保管方法については、歯鏡等の破損を防ぐため、必ずケースに入れて保管する。また受注者は、受注者の責めに帰すべき原因で生じた歯鏡等の破損もしくは滅失の場合には、現物をもって補償する。

## 10 その他

上記に記載のない事項については、受注者・発注者の協議により決定する。

## 仕様書（臨時健康診断及び就学時健康診断歯科検診）

### 1 件名

令和8年度臨時健康診断及び就学時健康診断に係る歯科検診用歯鏡等の滅菌配送委託業務(単価契約)

### 2 業務内容

本業務は、保健医療業務であり、業務受託業者（以下「受注者」という。）は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき実施する臨時健康診断及び就学時健康診断において、広島市（以下「発注者」という。）が引渡す歯科検診用歯鏡及び探針（以下「歯鏡等」という。）の滅菌を行う。また歯鏡等が常時正常な状態で使用し得るように衛生管理を行い、当該歯鏡等を円滑に供給し、検診終了後に回収するとともに、歯鏡等の不良品の本数を発注者へ報告する。

### 3 実施期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

### 4 日程、供給場所及び供給数（使用予定本数）

#### (1) 臨時健康診断

##### ア 日程

令和8年9月から令和9年2月まで

##### イ 供給場所及び供給数

実施を希望する学校に、希望本数を供給する。

#### (2) 就学時健康診断

##### ア 日程

令和8年10月から令和8年12月まで

##### イ 供給場所及び供給数

別紙のとおり

#### (3) 留意点

ア 転入やダブルミラーでの実施等により歯鏡等の必要数が増えた場合、あるいは歯科検診日に変更となった場合は、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は歯鏡等の供給数や配送日の変更に対応すること。

イ 臨時健康診断については、感染症の影響等により中止となる場合がある。

### 5 実施方法

#### (1) 供給物

##### ア 臨時健康診断

(ア) 歯鏡については、幼児児童生徒数1人につき2本配送することとし、発注者が示す予備本数（対象幼児児童生徒数の20%）を加えて配送すること。

(イ) 以下の付属品も配送すること。

- ・歯鏡（欠席者検診用）

2 1本入りパックを1パック

※ パックについては、検診時に開封しやすいような工夫を施すこと。

- ・探針（発注者が引き渡すもの）

1クラスあたり5本入りパックを1パック配送することとし、発注者が示すクラス数に応じて必要パック数を配送する。

※ パックについては、検診時に開封しやすいような工夫を施すこと。

- ・歯鏡等の回収用袋又は容器（受注者で用意するもの）

使用済みの歯鏡等をそのまま入れて封入することができる形状とする。回収用袋については、厚手で二重にするなど、鋭利な器具を入れても破れにくいよう工夫すること。

通常検診用と欠席者検診用を配送すること。

## イ 就学時健康診断

(ア) 発注者が示す人数に応じて（ダブルミラーも考慮し）、歯鏡等を配送すること。また以下の表に応じた予備の歯鏡等も併せて配送すること。

- ・予備の歯鏡（発注者が引き渡すもの）
- ・予備の探針（発注者が引き渡すもの）

幼児数（人）	予備の歯鏡の数（本）
1 ～100	2 1
101～200	4 2
201～300	6 3

幼児数（人）	予備の探針の数（本）
1 ～100	5
101～200	1 0
201～300	1 5

※ パックについては、検診時に開封しやすいような工夫を施すこと。

- ・歯鏡等の回収用袋又は容器（受注者で用意するもの）

使用済みの歯鏡等をそのまま入れて封入することができる形状とする。回収用袋については、厚手で二重にするなど、鋭利な器具を入れても破れにくいよう工夫すること。

## (2) 滅菌方法

- ・ 5(1)に示す歯鏡及び探針は、各園・校への配送前に必ず洗浄し、医療器具専門用の高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ）により121℃以上で15分間以上の滅菌後、鏡面の拭き取りを行うこと。
- ・ その際、5(5)に示す方法により歯鏡及び探針を確認し、不良品を各園・校に配送することがないようにすること。
- ・ その後、滅菌パックに入れて、上記同様の滅菌を行い滅菌パックに穴などがいないか丁寧に確認し、確認後日付を記載し供給すること。
- ・ この一連の工程は、歯科医師が行うか歯科医師監督の下で行うこと。その際、責任の所在を明確にするため滅菌パックごとに押印するなど、確認等した歯科医師の名前が分かるよう、管理をすること。
- ・ 歯鏡及び探針を各園・校から回収した後も同じとすること。

## (3) 供給方法

ア 受注者が各園・学校（別紙「広島市立学校等一覧」）と配送日を協議の上、原則として歯科検診当日の2課業日前までに各園・学校に配送すること。

各園・学校の歯科検診の実施日を記載した「臨時健康診断歯科検診実施予定表」及び「就

学時健康診断歯科検診実施予定表」については、別途示す。

- イ 配送は、歯鏡等の滅菌状態を保証するための滅菌バッグ（鋭利な部分にカバーをするなど破れを防止する工夫をすること。また、歯科検診時に開封しやすいよう工夫を施すこと。）で包装し、専用箱（ポロプロピレン等の材質で高剛性・高耐久性で変形しにくい箱で、安定性があり、積み上げ可能な物）に入れて各園・学校へ担当者立会のもと、供給本数を受注者と各園・学校で確認した上で納品すること。また、供給数を示した一覧表を添付すること。
- なお、配送手段は問わない。

#### (4) 回収方法

- ア 各園・学校は歯科検診終了後、使用済みの歯鏡等を袋又は容器に入れて返却することとする。
- なお、各園・学校では洗浄又は消毒は行わない。
- イ 各園・学校と回収日を協議の上、歯科検診終了後、当日を含め原則として2課業日以内に行うこと。
- なお、欠席者検診用の歯鏡等については、欠席者検診終了後、速やかに回収を行うこと。
- ウ 歯科検診及び欠席者検診終了後、回収時に、各園・学校から、歯鏡等の使用本数等を記載した報告書を受領し、返却数、使用本数、未使用本数について確認の上、回収すること。

#### (5) 不良品の本数確認

##### ア 歯鏡

受注者は、歯科検診及び欠席者検診終了後、次の判定基準に基づき、鏡面等に明らかな欠けやヒビ、腐食、変色等がないか、すべての歯鏡について1本ずつ確認すること。

	不良品交換判定基準
鏡面	<ul style="list-style-type: none"><li>・明らかな欠け、ヒビ、縁の鋭利化がある。</li><li>・縁（1mm以上）の腐食、変色がある。</li><li>・中心部（径15mm）に明らかな傷がある。</li><li>・鏡面の1/8以上に曇り、くすみがある。</li></ul>
金属部分	<ul style="list-style-type: none"><li>・メッキの剥がれ、変色がある。</li><li>・ミラートップ部の角度に明らかな異常がある。</li><li>・ミラートップ部と柄部の締め付け後の緩み・ガタつきがある。</li></ul>

確認の結果、歯鏡の鏡面及び金属部分の交換が必要な場合は、交換が必要なミラートップ及び柄の本数をそれぞれ算出すること。

##### イ 探針

受注者は、歯科検診及び欠席者検診終了後、次の判定基準に基づき、探針の先端の折れ、錆びがないか、すべての探針について1本ずつ確認すること。

	不良品交換判定基準
探針の先端部及び柄部を含む金属部	<ul style="list-style-type: none"><li>・先端部の明らかな欠けがある。</li><li>・先端部の腐食、変色がある。</li><li>・メッキの剥がれ・変色がある。</li><li>・探針角度に明らかな異常がある。</li><li>・探針部と柄部の締め付け後の緩み・ガタつきがある。</li></ul>

確認の結果、交換が必要な探針の本数を算出すること。

## 6 衛生管理

受注者は、配送中に歯鏡等が汚染されることのないよう、また、配送に使用する専用箱等につい

でも衛生管理を厳重に行うこと。

## 7 指導及び助言

受注者は、発注者が歯鏡等を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うこと。

## 8 完了報告及び不良品の本数報告

(1) 受注者は、業務終了後、担当者の確認を受けて、歯鏡等の使用本数及び検診実施人数を算出すること。その際、歯科検診に使用していない歯鏡等及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の歯鏡等については、使用本数から除くこと。

(2) 受注者は発注者に対し、歯科検診を実施した各園・学校ごとに検診実施人数及び歯鏡等の使用本数を記載した「検診者数・使用本数一覧表」を作成し提出すること。

なお、小学校については、臨時健康診断と就学時健康診断での使用本数を分けて作成すること。

(3) 受注者は発注者に対し、歯鏡等の不良品に係る以下の項目について、別紙様式「歯科検診用歯鏡及び探針の不良品本数報告書（臨時健康診断及び就学時健康診断歯科検診実施後）」を作成し提出すること。また、不良品についても、歯鏡等を消毒し、十分に乾燥させてから別途梱包すること。その取扱いについては別途指示する。

ア 歯鏡の総本数

イ 不良なミラートップ及び柄のため、交換が必要な歯鏡の本数

ウ 不良なミラートップのため、交換が必要なミラートップの本数

エ 不良な柄のため、交換が必要な柄の本数

オ 探針の総本数

カ 交換が必要な探針の本数

## 9 歯鏡等の保管責任・返納

(1) 引き渡しについて

歯鏡等の引き渡しは、受注者が次の場所へ回収に行くことで引渡しとする。

なお、引渡し数量等については、別途連絡する。

〒732-0057

広島県広島市東区二葉の里三丁目2番4号

一般社団法人広島市歯科医師会

(2) 保管責任・保管場所について

受注者は、発注者が歯鏡等を引き渡した日から返納を指示した日まで保管責任を負うこと。保管場所については、衛生管理を厳重に行える場所とし、保管方法については、歯鏡等の破損を防ぐため、必ずケースに入れて保管すること。また受注者は、受注者の責めに帰すべき原因で生じた歯鏡等の破損もしくは滅失の場合には、現物をもって補償する。

## 10 その他

上記に記載のない事項については、受注者・発注者の協議により決定する。